

議案第 16 号

山陽小野田市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

山陽小野田市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

山陽小野田市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を
改正する規則

山陽小野田市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成 17 年
山陽小野田市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の表きらら交流館の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。